# 訪問介護 重要事項説明書

株式会社 エベッサ・ケア・スタイル

ヘルパーステーション エベッサ吹田

指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

# この「重要事項説明書」は、

「吹田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成25年吹田市条例 第7号)」第3条

の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明 するものです。

# 1 指定訪問介護サービスを提供する事業者(法人)について

法人名称	株式会社 エベッサ・ケア・スタイル			
五 八 <del>石</del> 初		体入云红	T > > > > > > > > > > > > > > > > > > >	7) • ^ 9 1 12
代表者職・氏名	代表取締役 大橋薫			
本社所在地	大阪府池田市神田2-4-7			
法人連絡先	TEL: 072-737-6633 FAX: 072-737-6643			
法人設立年月日	2020年10月21日			

#### 2 サービス提供を実施する事業所について

#### (1)事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション エベッサ吹田			
介護保険事業所番号	2771607948			
事業所所在地	大阪府吹田市長野西10番16号201号室			
事業所連絡先	TEL: 06-6318-7612 FAX: 06-6318-7613			
通常の事業実施地域	吹田市			
第三者評価の有無	なし			

#### (2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者様の状況に応じた適切な指定訪問介護サービスを 提供することにより、ご利用者様が可能な限りその居宅において自立した日常 生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供いたします。 当事業所は常に自己評価を行い、介護技術の進歩に対応しながらサービスの質の向上に努めます。 居宅介護支援事業者等との密接な連携を図ります。

# (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月~金曜日(祝日、12/30~1/3を除く)
営業時間	9:00~18:00

# (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	毎日
サービス提供時間	2 4 時間

# (5)事業所の職員体制 ( 2024年11月1日 現在 )

管理者氏名	松本 良	樹
-------	------	---

職	職務内容	人員数		
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行 います。	常 勤 (サービス提供 責任者と兼務)	1	名
サービス提供責任者 しゅうしゅうしゅう	ご利用者様の状態や意向等を十分に把握した上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいた「訪問介護計画」を作成します。なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。作成した訪問介護計画について、ご利用者様等へ説明し、同意を得た上で交付します。ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変更を行います。訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサービスに関する指示・指導を行います。また、ご利用者様の状況についての情報を伝えます。訪問介護員等の能力や希望に応じた研修、技術指導等を行います。	常 勤 (内1名 管理 者兼務) 非常勤	2	名名
訪問介護員	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受ける ことで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行い ます。 サービス提供後、ご利用者様の心身の状況等について、サービ ス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、ご利用者様の状況についての情報を 受け、適切に対応します。		5	名以上

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

+	サービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成 (全てのご利用者様に ついて作成します)		居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等の把握を行い、目標を達成するための具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
		医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、 肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風 食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
体  介	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
護	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のた めの見守り的援助	ご利用者様と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。     入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。     ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。     排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。)     車いすでの移動介助を行って店に行き、ご利用者様が自ら品物を選べるよう援助します。     洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生	買物	ご利用者様の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
活	調理	ご利用者様の食事の用意を行います。
援	掃除	ご利用者様の居室の掃除や整理整頓を行います。
助	洗濯	ご利用者様の衣類等の洗濯を行います。

- (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)については、厚生労働省の表示する金額に準ずる。※別紙参照
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ ご利用者様の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときの金額は、サービス単価の2倍になります。
- ※ サービス提供責任者に初任者研修修了者(訪問介護員養成研修二級課程修了者を含む)を配置する事業所は、基本報酬が70/100へ減算されます。
- ※ 下記ご利用者様については、基本報酬が90/100へ減算されます。
  - ①90/100へ減算
  - ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、 事業所と同一の建物内に居住する利用者(下記②の場合を除く)
  - ・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が 1月あたり20人以上である建物に居住する利用者
  - 285/100へ減算
  - ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、 事業所と同一敷地内に居住する利用者が1月当たり50人以上 である建物に居住する利用者
  - ③88/100へ減算
  - ・正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が 100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人 以上にサービスうを行う場合を除く)

#### ・加算等

加算名称	介護報酬額	ご利用者様 負担額		算定回数等
		1割	217 円	
初回加算	2,168 円	2割	434 円	初回のみ
		3割	651 円	
特定事業所加算 II	基本報酬の	D10%	6を加算	1回当たり
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の24.5%を加算		5%を加算	1月につき

(※) 所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

☆ 地域区分別の単価(4級地 10.84円)を含んだ金額です。(以下同じ)

- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した指定訪問介 護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定 訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ **特定事業所加算**は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や訪問のでは、 問介護員等への研修や技術指導、サービス提供時の留意事項についての文書等による確実な指示、 「重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ||※ **介護職員等処遇改善加算、**介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り ||組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象外 | |
- 注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### (3) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ ご利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ ご利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### ◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
- ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主としてご利用者様が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

#### 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 園芸(植木の剪定など)
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、ご利用者様の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階におけるご利用者様の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、 交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。 ・事業所から片道3km以下 … 500円 ・事業所から片道3km以上 … 1000円		
② サービス提供に当たり必要となるご利用			
者様の居宅で使用する電気、ガス、水道の		ご利用者様の別途負担となります。	
費用			
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の		ct 曲 4 = t - 1 、	
公共交通機関等の交通費		実費を請求いたします。	

#### 5 ご利用料金等の請求及び支払い方法について

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② お支払い方法等	お手元に届きました請求書を確認のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 ※請求書は、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)また、発行いたしました領収証もあわせて保管いただきますようお願いします。  事業者指定口座りそな銀行 北浜支店 (普通)0224412 口座名義 カ)エベツサケアスタイル

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談	相談担当者氏名	松本 良樹
	連絡先電話番号	06-6318-7612
	同ファックス番号	06-6318-7613
ください。	受付日及び受付時間	事業所の営業日時(2ページ(3))と同じ

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、ご利用者様のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

#### 8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 【虐待防止に関する連絡先】

事業所	听	<b>「 ヘルパーステーション エベ</b>			シッサゆ	田	担当者	松本	良	尌
所	所在地 大阪府吹田市長野西			野西	10番16号	·201号室				
TEL	06-6318-7612			FAX		C	6-6318-7613			

#### 9 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に 危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、 直ちに身体拘束等を解く場合

#### 10 秘密の保持と個人情報の保護について

# 利用者及び その家族に 関する秘密 ん。

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚 生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をす る上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ

の保持につ いて

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続 します。

事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する べき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい て、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報につい ても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個 人情報を用いません。

# 個人情報の 7

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの 保護につい「の他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また 処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

> 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示する こととし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調 査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際 して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。)

# 11 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡 します。※緊急時は24時間対応しております。

	E 5	緊急 連	絡先	
家族等氏名(紛	売柄)		連絡先	
家族等氏名(紛	売柄)		連絡先	
医療機関・	診療所名			
主治医			連絡先	
医療機関・	診療所名			
主治医			連絡先	
医療機関・	診療所名			
主治医			連絡先	

# 【緊急時連絡先】

事業所	听 ^	<b>、ルパーステーション エ</b>	7田 担当者	松本	良樹	
所有	所在地 大阪府吹田市長野西			野西10番16号	分201号室	
TEL	06-6318-7612		FAX		06-6318-7613	

#### 12 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	損害保険
補償の概要	1事故 1億円

#### 13 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 14 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの 提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。
- (4) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び、生活の好況にかかわる必要な情報について提供を行います。

#### 16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を記録し、サービス提供の終了時にご利用者様の確認を受けます。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 17 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 18 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 19 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者(応対者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様また はご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、 再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

#### 苦情申立の窓口

事業原	斤 ヘルパーステーション エベ			ッサゆ	田	担当者	松本	良樹	
所在	生地	大阪府吹			田市長	野西:	10番16号	·201号室	
TEL		06-6318-7612			FAX		0	6-6318-7613	
受付時	受付時間 月~金曜日(祝日、1				12/30	~1/3	と除く) 9:	$0.0 \sim 1.8 : 0$	0 0

保険者    吹田市				高齢福祉室	支援グループ	
所不	在地		吹田市泉町1丁目3番40号			. 0号
TEL		06-6384-1375		FAX		06-6368-7348
受付時	間		平日	9時(	00分~17時3	0分

	大 阪 府 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会			
所有	在地	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル11階		
TEL	0 6	-6949-5418 FAX 06-6949-5417		
受付時	間	9時00分から17時00分(土日祝および12/29~1/3を除く)		

# 20 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	

# 上記内容について

「吹田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成25年吹田市条例 第7号)」第3条

の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

	法人所在地	大阪府池田市神田2-4-7
事	法人名	株式会社 エベッサ・ケア・スタイル
業者	代表者名	代表取締役 大橋薫
	事業所名	ヘルパーステーション エベッサ吹田
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、重要事項説明書を受領しました。

ご利用者様	住 所	:			
こが用有様	氏 名				
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	続柄等	

代理人 (成年後見人等)	住所	
	氏 名	